

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	14条の6	
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等			
(根拠規定)				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
(準用)				
第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。				
(事業の停止)				
第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。				
一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。				
二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。				
三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。				
(許可の取消し)				
第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。				
一 第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロ若しくはヘに該当するに至つたとき。				
二 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。)に該当するに至つたとき。				
三 第十四条第五項第二号ハからホまで(同号イ(第七条第五項第四号二に係るものに限る。))に係るものに限る。)に該当するに至つたとき。				
四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)				

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
根拠条項	14条の6				
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等				
五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。					
(処分基準) 愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領 (行政処分を行う場合の原則) 第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。 2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。					
(許可の取消しの基準) 第4条 知事は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。					
(事業停止命令の基準) 第5条 知事は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。 2 事業停止命令は、当該違反業者に係る産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができるものと認められるときは、この限りでない。					
(行政処分の軽減の特例) 第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。)、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することができる。 2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間とする軽減は、行わないものとする。					
別表第1(第4条、別表第2、別表第3関係) 許可の取消しの基準					
1 欠格条項に該当するに至ったとき。 2 事業停止命令に違反したとき。 3 使用停止命令に違反したとき。					

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
根拠条項	14条の6				
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等				
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第8条第1項の規定に違反したとき。(2) 法第9条第1項の規定に違反したとき。(3) 法第9条の2の規定に違反したとき。(4) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ、当該該当事項の改善が不可能であるとき。(5) 法第9条の2の2第1項第3号の規定に違反したとき。(6) 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。(7) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。(8) 法第12条第5項の規定に違反したとき。(9) 法第12条第6項の規定に違反したとき。(10) 法第12条の2第5項の規定に違反したとき。(11) 法第12条の2第6項の規定に違反したとき。(12) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。(13) 法第14条第15項又は第16項の規定に違反したとき。(14) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき。(15) 法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。(16) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に違反し、かつ、当該該当事項の改善が不可能であるとき。(17) 法第14条の3の2第1項第6号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。(18) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。(19) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。(20) 法第14条の4第15項又は第16項の規定に違反したとき。(21) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。(22) 法第14条の6の規定に違反したとき。(23) 法第14条の7の規定に違反したとき。(24) 法第15条第1項の規定に違反したとき。(25) 法第15条の2の6第1項の規定に違反したとき。 法第15条の2の7の規定に違反したとき。(26) 法第15条の2の7の規定に違反したとき。(27) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号の規定に違反し、かつ、当該該当					

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	14条の6		
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等				
<p>事項の改善が不可能であるとき。</p> <p>(28) 法第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。</p> <p>(29) 法第15条の4の規定に違反したとき。</p> <p>(30) 法第15条の4の5第1項又は第4項の規定に違反したとき。</p> <p>(31) 法第15条の4の6第1項の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。</p> <p>(32) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(33) 法第16条又は16条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。</p> <p>(34) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。</p> <p>(35) 法第16条の3の規定に違反したとき。</p> <p>(36) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(37) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(38) 法第19条の5第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(39) 法第19条の6第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>5 事業停止命令若しくは使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止命令又は第6条第1項の規定による使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。</p> <p>6 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。</p>					
別表第2(第5条、第7条関係) 事業停止命令の基準					
1 別表第1 4、5又は6項のいずれかに該当する場合(第4条の規定により許可の取消しを行わなかったものに限る。)					180日
2 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第14条の3第2号又は第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができる時と認められるとき。 (2) 法第15条の2の6第1号、第2号又は第4号の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができる時と認められるとき。 (3) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。					必要な改善期間又は応急措置に必要な期間

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
根拠条項	14条の6				
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等				
3	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。 (2) 法第12条の6第3項の規定による勧告に違反したとき。 (3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。 (4) 法第19条の10第1項の規定による命令に違反したとき。				90日
4	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第15条の2第5項の規定に違反したとき。 (2) 法第15条の2の6第2項の規定に違反したとき。				60日
5	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。 (2) 法第12条第3項の規定に違反したとき。 (3) 法第12条第8項又は第13項の規定に違反したとき。 (4) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。 (5) 法第12条の2第8項又は第14項の規定に違反したとき。 (6) 法第12条の3第1項、第3項から第6項、第9項又は第10項の規定に違反したとき。 (7) 法第12条の4第2項、第3項又は第4項の規定に違反したとき。 (8) 法第12条の5第1項から第3項又は第5項の規定に違反したとき。 (9) 法第14条第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (10) 法第14条第17項の規定に違反したとき。 (11) 法第14条の2第3項の規定に違反したとき。 (12) 法第14条の3第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 (13) 法第14条の4第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (14) 法第14条の4第18項の規定に違反したとき。 (15) 法第14条の5第3項の規定に違反したとき。 (16) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。 (17) 法第15条の2の4の規定に違反したとき。 (18) 法第15条の2の6第3項の規定に違反したとき。 (19) 法第15条の2の7第4号の規定に違反したとき。 (20) 法第15条の4の規定に違反したとき。 (21) 法第15条の4の4第3項の規定に違反したとき。 (22) 法第15条の4の7第2項の規定に違反したとき。 (23) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。				30日

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	循環型社会推進課	検索番号	1 - 5
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	14条の6		
不利益処分	特別管理産業廃棄物処理業の許可の取り消し命令等				
		(24) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 (25) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 (26) 法第21条第1項の規定に違反したとき。			
6		前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。			10日